

令和8年度第2回次期高知県情報ハイウェイ検討会

日時：令和8年10月27日(火)

14:00～15:00

場所：高知会館 3階「平安」

次 第

1 開会

2 議題

(1) 次期高知県情報ハイウェイの方向性について・・・・・・・・・・資料

説明者：高知県総合企画部デジタル政策課

(2) その他

説明者：高知県総合企画部デジタル政策課

3 閉会

次期高知県情報ハイウェイ検討会設置要綱

(設置)

第1条 第4次情報ハイウェイのサービス提供業務契約が令和9年度末に終了することに伴い、次期高知県情報ハイウェイについて検討するため、「次期高知県情報ハイウェイ検討会（以下「検討会」という。）」を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 次期高知県情報ハイウェイの利用目的及び利用方法
- (2) 次期高知県情報ハイウェイにおいて想定する利用団体及び利用者
- (3) 次期高知県情報ハイウェイが有すべき機能
- (4) 次期高知県情報ハイウェイの契約期間
- (5) 次期高知県情報ハイウェイの費用負担のあり方
- (6) ワーキンググループの設置
- (7) その他必要な事項

(委員及び組織)

第3条 検討会は、委員6名程度で組織する。

- 2 検討会に会長1名及び副会長1名を置き、それぞれ委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、初回は高知県総合企画部デジタル政策課長が招集し、次回以降は会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が務める。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、及び資料の提出、意見の聴取、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 必要と認めるときは、Web会議サービス（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるものをいう。）を利用した会議を開催することができる。
- 5 会議は公開とする。ただし、検討会が特に必要があると認めるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 次期高知県情報ハイウェイの詳細について実務的に検討するため、検討会にワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループの設置要綱は、検討会において定める。
- 3 ワーキンググループは、協議内容や検討内容について、必要に応じて検討会に報告するものとする。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、高知県総合企画部デジタル政策課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年5月12日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日をもってその効力を失う。

次期高知県情報ハイウェイ検討ワーキンググループ設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、次期高知県情報ハイウェイ検討会設置要綱第5条の規定に基づき設置するワーキンググループについて定めるものとする。

(検討事項)

第2条 ワーキンググループは、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 次期高知県情報ハイウェイにおける RFI（情報提供依頼）の内容について
- (2) 次期高知県情報ハイウェイの方向性について
- (3) 次期高知県情報ハイウェイにおける仕様の内容について
- (4) その他必要な事項

(構成員)

第4条 ワーキンググループは、希望する県内市町村及び高知県をもって構成する。

(幹事及び副幹事)

第5条 ワーキンググループに幹事を置くものとし、構成員の互選によって定める。

2 幹事は必要に応じて副幹事を指名することができる。

(会議の招集)

第6条 ワーキンググループの会議は、必要に応じて幹事が招集する。

(意見の聴取)

第7条 ワーキンググループは、必要に応じて検討事項に関わる専門家や関係者を招き、意見を聴取することができる。

(事務局)

第8条 ワーキンググループの庶務及び運営総括に関する事務は、高知県総合企画部デジタル政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は幹事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

次期高知県情報ハイウェイ検討会

委 員 名 簿

(敬称略)

所 属 団 体	役 職	氏 名
高知工科大学 情報学群	教 授	福 本 昌 弘
高 知 市	副 市 長	弘 瀬 優
四 万 十 町	副 町 長	富 田 努
日 高 村	副 村 長	山 崎 明
高知県教育委員会事務局	教 育 次 長 (総 括)	岡 本 幸 生
高 知 県 総 合 企 画 部	デ ジ タ ル 化 推 進 監	植 田 耕 太 郎

令和8年度第2回次期高知県情報ハイウェイ検討会 配席図（高知会館 3階「平安」

